

報復処分撤回裁判控訴審不当判決糾弾！

会社の異常な労務管理を許さず

職場からさらなる闘いに邁進しよう！

本日、東京高等裁判所は、「減給処分無効確認等請求事件」控訴審（報復処分撤回裁判控訴審）で、原告東二運分会齊藤書記長の請求を却下し、被告ＪＲ東海会社の請求を認める判決を出した。東京地方裁判所の、「減給処分は無効」という判決を否定し、会社による不当処分を肯定するという不当極まりない判決である。まさに司法の反動化そのものであり、絶対に認めることはできない。

裁判所がいかなる理由をあげようとも、齊藤書記長が「酒気帯び」であったという事実は存在しない。「酒気帯び」認定は会社によるデッチ上げであり、それにもとづく不当処分は新幹線関西地本で実現した組織拡大への報復処分であり不当労働行為であることもまぎれもない事実である。齊藤書記長は口頭弁論での意見陳述でもそのことを明確に主張した。にもかかわらず高等裁判所は、私たちの主張を無理やり否定したのである。

私たちは、これまで社員自らが命を絶つという会社の異常な労務管理とＪＲ東海労の運動に対する妨害・敵対に抗して職場から闘いをつくりだしてきた。そしてこの闘いは他労組からも多くの共感を得るなど着実に成果を勝ち取っている。このことを確認し、不当判決にひるむことなくさらなる闘いの前進をめざそうではないか。

不当判決を断固糾弾し、これからもＪＲ東海の異常な社員管理と組織破壊攻撃を許さず、職場からの闘いをさらに強化し、組織強化・拡大を目指し奮闘していこう。

2013年8月7日

ＪＲ東海労働組合

中央本部

新幹線地方本部